

改正

平成13年1月5日規則第1号

平成13年3月15日規則第13号

平成15年3月12日規則第5号

平成18年3月6日規則第8号

平成20年3月31日規則第31号

平成25年3月29日規則第17号

平成28年3月31日規則第47号

令和2年12月17日規則第58号

理容師法施行細則をここに公布する。

理容師法施行細則

理容師法施行細則（昭和34年宮崎県規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）、理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）及び理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（免許証又は免許証明書の提出）

第2条 省令第7条第3項の規定による免許証又は免許証明書の提出は、理容師免許証（免許証明書）提出書（別記様式第1号）に当該免許証又は免許証明書を添えてしなければならない。

（開設等の届出）

第3条 法第11条第1項の規定による開設の届出は、理容所開設届出書（別記様式第2号）によってしなければならない。

2 法第11条第2項の規定による変更の届出は、理容所開設届出事項変更届出書（別記様式第3号）によってしなければならない。

3 法第11条第2項の規定による廃止の届出は、理容所廃止届出書（別記様式第4号）によってしなければならない。

（確認証の交付）

第4条 保健所の長は、法第11条の2の規定により理容所の構造設備について検査を行い、その構

造設備が法第12条に規定する措置を講ずるに適する旨の確認をしたときは、確認証（別記様式第5号）を開設者に交付するものとする。

（相続による地位の承継の届出）

第5条 省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位相続承継届出書（別記様式第6号）によってしなければならない。

2 省令第21条第2項第2号に規定する同意書は、理容所開設者地位相続承継同意書（別記様式第7号）によってしなければならない。

（合併による地位の承継の届出）

第6条 省令第22条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位合併承継届出書（別記様式第8号）によってしなければならない。

（分割による地位の承継の届出）

第7条 省令第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位分割承継届出書（別記様式第9号）によってしなければならない。

（出張業務の届出）

第8条 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行おうとする者は、あらかじめ、出張して業務を行う場所を管轄する保健所の長に理容出張業務届出書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

（書類の経由）

第9条 法、政令、省令及びこの規則によって知事に提出する書類は、居住地（理容所に係るものにあつてはその所在地）を管轄する保健所の長を経由しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第4条第1項の実地習練を経ていないものの実地習練については、同項に規定する日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の理容師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされている届出、申請その他の手続は、改正後の理容師法施行細則の相当規定によりされた届出、申請その他の手続とみなす。

4 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成13年 1 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月15日規則第13号）

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月12日規則第 5 号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月 6 日規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の理容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成20年 3 月31日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の理容師法施行細則（中略）の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成25年 3 月29日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在する改正前の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の理容師法施行細則及び第2条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和2年12月17日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の食品衛生法施行細則、旅館業法施行細則、公衆浴場法施行細則、クリーニング業法施行細則、理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第2条関係）

理容師免許証（免許証明書）提出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

理容師法施行規則第7条第3項の規定により、免許証（免許証明書）を提出します。

免 許 証 （免許証明書）	第 号 免許 第 号 登録	年 月 日 年 月 日
理 容 師	本籍地都道府県名	
	住 所	
	ふ り が な 氏 名	
	生 年 月 日	
提出の理由		

様式第2号 (第3条関係)

理 容 所 開 設 届 出 書

年 月 日

保健所長 殿

開設者 住所
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名〕

理容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

理 容 所	名 称				開 設 予 定 年 月 日
					年 月 日
	所 在 地				電話番号
開 設 者	住 所				
	氏 名	(年 月 日生)			
管 理 理 容 師	氏 名	(年 月 日生)			
	住 所				
	免 許	第 号 年 月 日取得			
容 師	管 理 理 容 師	修了証番号	第 号		
	講習会修了証	取得年月日	年 月 日		
従 事 者	氏 名	生年月日	免許証番号	取得年月日	備 考
重複開設する場合		美 容 所 の 名 称 (既 設 の 場 合)			
		美 容 所 の 開 設 予 定 年 月 日 (開 設 予 定 の 場 合)			年 月 日
営業を譲り受けたことの証明		有 ・ 無			

添付書類

- 1 理容所の構造及び設備が明らかな平面図並びに付近100m以内の見取図
- 2 理容師の結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断書（事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 3 理容師については免許証の写し、管理理容師については修了証書の写し（事業譲渡に係る場合であって、理容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）
- 4 開設者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 5 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

理容所開設届出事項変更届出書

年 月 日

保健所長 殿

開設者 住所
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名〕

理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	名 称			
	所 在 地			
	確認証番号		確認年月日	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後		
変 更 年 月 日				

添付書類

- 1 理容所の構造及び設備を変更した場合は、その新旧平面図
- 2 管理理容師を変更した場合は、変更後の管理理容師の修了証の写し
- 3 省令第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものである場合は、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書

様式第4号（第3条関係）

理容所廃止届出書

年 月 日

保健所長 殿

開設者 住所
氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名
称及び代表者の氏名〕

理容師法第11条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

理容所	名 称	
	所 在 地	
廃 止 理 由		
廃 止 年 月 日		

添付書類

廃止した理容所の確認証

確 認 証

理容所の名称

理容所の所在地

開設者の氏名（名称）

年 月 日付けで開設届のあった理容所の構造設備については、理容師法第12条の措置を講ずるに適していることを確認する。

平成 年 月 日

保健所長

印

理容所開設者地位相続承継届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 氏 名

理容師法施行規則第21条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

理容所	名 称			
	所 在 地			
	確認証番号		確認年月日	
開設者の地位を承継する相続人	住 所			
	氏 名			
	生年月日		年 月 日	
	被相続人との続柄			
被相続人	氏 名			
	住 所			
相続開始の年月日			年 月 日	

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上あるときは、その全員の同意書（別記様式第7号）

理容所開設者地位相続承継同意書

年 月 日

保健所長 殿

理容所 所在地
名称

開設者 住所
(被相続人) 氏名

相続人 住所
氏名

上記の相続人が、開設者の地位を承継することについて同意します。

同意者			
住所	氏名	被相続人との続柄	印

(注) 理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が、記名押印すること。

理容所開設者地位合併承継届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 名 称
代表者の氏名

理容師法施行規則第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

理 容 所	名 称			
	所 在 地			
	確 認 証 番 号		確 認 年 月 日	
合併後存続する法人又は合併により設立された法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合併により消滅した法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合 併 の 年 月 日	年 月 日			

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

理容所開設者地位分割承継届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 名 称

代表者の氏名

理容師法施行規則第22条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

理容所	名 称			
	所 在 地			
	確 認 証 番 号		確認年月日	
分割により営業を承継した法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 の 氏 名			
分割をした法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代 表 者 の 氏 名			
分 割 の 年 月 日	年 月 日			

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

理容出張業務届出書

年 月 日

保健所長 殿

届出者 住所

氏名

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

理容師法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

理容師	免許証	第 号 年 月 日取得
	住所	
	氏名	(年 月 日生)
	所属理容所	名称 所在地
出張理由		
出張業務を行う場所		
出張期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間

添付書類

理容所に所属していない理容師の場合は、理容師免許証の写し